

比較法学会個人情報及びプライバシーの保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、比較法学会（以下「本学会」という。）における個人情報及びプライバシーの保護に関し、本学会のポリシーを定め、本学会における個人情報の適正な取扱いに必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、それにより当該特定の個人を識別することができるもの

3 この規程において要配慮個人情報とは、本人の人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(ポリシー)

第3条 本学会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律。以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報取扱事業者として、個人情報保護法を遵守すると共に、その活動に際して、プライバシーをはじめとする個人の権利利益を擁護する。

2 本学会は、比較法学会規約（以下「規約」という。）第3条に定めた目的を達成するた

めの諸活動に際して、この規程に従い、善良な管理者の注意義務をもって、個人情報を取り扱う。

- 3 本学会は、個人情報の収集について、本人の意思に基づくことを原則とし、可能な限り直接本人から、これを取得する。
- 4 本学会は、原則として、要配慮個人情報を取得しない。ただし、次条第1項各号に定める目的のため特に必要な場合に限り、個人情報保護法が認める方法で取得する。
- 5 本学会は、その保有する個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(個人情報の利用目的等)

第4条 本学会は、保有する個人情報を以下の目的に限って利用する。

- (1) 本学会学術総会及び本学会が主催又は共催する(本学会が構成員である組織が主催又は共催するものを含む。)研究会、講演会、シンポジウムその他の会合の企画及び運営
 - (2) 本学会機関誌その他の刊行物の編集及び発行
 - (3) 研究者の連絡及び協力の促進、外国の学会との連絡及び協力、その他理事会が適当と認めた事業に係る本学会会員向けの役務の提供(情報の提供を含む。)
 - (4) 本学会の総会(通常総会及び臨時総会を含む。)及び理事会並びに事務局の運営
 - (5) 本学会事務局が行なう会員管理
 - (6) 前各号に定める事業のための本学会から本学会会員への通知
- 2 前項の規定にかかわらず、本学会は、理事会の議を経て、その保有する個人情報の取り扱いの一部を第三者に委託することがある。委託に際しては、受託者との間で、本学会による監督及び受託者による安全管理措置を含む、個人情報保護に関する取り決めを行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学会は、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合には、その保有する個人情報を第三者に提供することがある。提供を行ったときには、個人情報保護法に定める記録を作成する。

(個人情報の本人への開示等)

第5条 本学会は、本人から本学会が保有する個人情報の開示の請求があった場合は、遅滞なく開示する。その手数料は無料とする。

- 2 本学会は、本人から本学会が保有する個人情報について、その内容が事実でないとして、その訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の申し出があった場合は、遅滞なく調査を行い、当該個人情報の内容が事実であって訂正等の必要がないと認められるときを除き、訂正等を行う。また、訂正等を行い、又は、行わないこととした場合は、直ちにその結果を理由と共に本人に通知する。
- 3 本学会は、本人から本学会が保有する個人情報について、個人情報保護法が定める理由

に基づき、その利用停止又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）の申し出があった場合、遅滞なく調査を行い、当該申し出に理由があると認められないときを除き、利用停止等を行う。また、利用停止等を行い、又は、これを行わないこととした場合は、直ちにその結果を理由と共に本人に通知する。

- 4 前3項の請求又は申し出は、本学会事務局に対して書面（電磁的記録を含む。）を送付又は送信して行うものとする。

（適用）

第6条 本学会は、理事会の議を経て、この規程を改正することがある。改正後の規程は、本学会が改正前に収集し、保有する個人情報についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規程及びこの規程の改正は、本学会ウェブサイトにおいて公表する。